

IV 短期借入金の限度額

IV 短期借入金の限度額
【中期目標】 —
【中期計画】 (1) 短期借入金の限度額 15,000 億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金
【年度計画】 (1) 短期借入金の限度額 15,000 億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金 ② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金 ③ 既往債権管理勘定に係る資金の不足に対応するための短期借入金

【平成 24 年度における取組】

平成 24 年度における短期借入金(手形借入及びコール借入)の実績無し

(参考) 平成 23 年度における短期借入金(手形借入及びコール借入)の実績無し

IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

IV-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

【中期目標】

—

【中期計画】

該当なし

【年度計画】

該当なし

【平成 24 年度における取組】

該当なし

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

【中期目標】

—

【中期計画】

南が丘第一宿舎（名古屋市）、南が丘第二宿舎（名古屋市）、木太宿舎（高松市）の処分を計画

【年度計画】

南が丘第一宿舎（名古屋市）、南が丘第二宿舎（名古屋市）、木太宿舎（高松市）について処分手続を進める。

【平成 24 年度における取組】

南が丘第一宿舎、南が丘第二宿舎及び木太宿舎の3宿舎について、売却手続実施に係る機構内部の決裁及び契約審査委員会での売却方法の審議を経た上で、平成 25 年 2 月に、宿舎ごとに一般競争入札を実施し、3宿舎とも、それぞれ売却先が決定した。

【第二期中期目標達成に向けた今後の取組】

売却先が決定した3宿舎について、買主と調整し、平成 25 年 5 月 23 日までに、3宿舎とも資金決済を完了した。

【参考】売却宿舎一覧

支店名	宿舎名	所在地	戸数	資金決済日
東海	南が丘第一宿舎	名古屋市千種区	2戸	平成 25 年 5 月 15 日
	南が丘第二宿舎	名古屋市千種区	4戸	平成 25 年 4 月 19 日
四国	木太宿舎	高松市	4戸	平成 25 年 5 月 23 日
計			10戸	

VI 剰余金の使途

VI 剰余金の使途

【中期目標】

—

【中期計画】

決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実に充てる。

【年度計画】

決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実に充てる。

【平成 24 年度における取組】

1 現状

平成 24 年度末時点において、法人全体では 792 億円の繰越欠損金を計上しているが、既往債権管理勘定以外の勘定については、次のとおり利益剰余金を計上している。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 証券化支援勘定 | 98 億円 |
| (2) 住宅融資保険勘定 | 40 億円 |
| (3) 財形住宅資金貸付勘定 | 268 億円 |
| (4) 住宅資金貸付等勘定 | 3,301 億円 |

2 利益剰余金の主な発生要因

(1) 証券化支援勘定

経常利益 268 億円（平成 23 年度：経常利益 339 億円）を計上し、当期総利益 269 億円（平成 23 年度：当期総利益 338 億円）を計上した。これにより、繰越欠損金を解消し、平成 24 年度末において利益剰余金 98 億円（平成 23 年度末：繰越欠損金 171 億円）を計上した。

(2) 住宅融資保険勘定

経常利益 40 億円（平成 23 年度：経常利益 36 億円）を計上し、当期総利益 40 億円（平成 23 年度：当期総利益 36 億円）を計上した。これにより、平成 24 年度末において利益剰余金 40 億円（平成 23 年度末：21 億円）を計上した。

なお、平成 23 年度末における利益剰余金 21 億円については、全額を国庫に納付している（機構法第 18 条）。

(3) 財形住宅資金貸付勘定

経常利益 42 億円（平成 23 年度：経常利益 69 億円）を計上し、当期総利益 42 億円（平成 23 年度：当期総利益 69 億円）を計上した。これにより、平成 24 年度末において利益剰余金 268 億円（平成 23 年度末：513 億円）を計上した。

なお、平成 23 年度末における利益剰余金 513 億円のうち 226 億円については、将来のリスクに備えるために必要な金額を次期中期目標期間における積立金（機構法第 18 条第 2 項積立金）とし、差額の 287 億円については国庫に納付している（機構法第 18 条）。

(4) 住宅資金貸付等勘定

住宅資金貸付等勘定においては、独法第一期中期目標期間の最終年度である平成 23 年度末において、利益剰余金 3,299 億円（団信特約料長期安定化積立金 3,070 億円、一般積立金 228 億円）を計上したが、当該金額は、団信業務において、お客さまから徴収した特約料を積み立てているものであることから、全額について次期中期目標期間における団信業務の財源に充てる積立金（前中期目標期間繰越積立金（機構法第 18 条第 1 項））とした。

経常利益 3 億円（平成 23 年度：経常損失 62 億円）を計上し、上記前中期目標期間繰越積立金 80 億円を取り崩したことにより、当期総利益 82 億円（平成 23 年度：当期総利益 43 億円）を計上した。これにより、利益剰余金 3,301 億円を計上し、このうち前中期目標期間繰越積立金は 3,219 億円となった。

3 剰余金の使途への充当

決算において剰余金が発生し、前事業年度からの繰越欠損金をうめてなお残余がある場合は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 44 条第 1 項の規定に基づき、原則として一般積立金として整理をすることとなっている。

ただし、主務大臣の承認を受けた場合は、残余の一部又は全部について、目的積立金として整理し、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることができることとなっている（通則法第 44 条第 1 項但し書き及び第 3 項）。

一方、決算において損失が発生した場合は、一般積立金を減額して整理する必要がある（通則法第 44 条第 2 項）。

平成 24 年度末における剰余金の残余については、財形住宅資金貸付勘定の機構法第 18 条第 2 項積立金及び住宅資金貸付等勘定の前中期目標期間繰越積立金 3,219 億円を除き、全て一般積立金として整理し、剰余金の使途への充当は行わない予定である。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

【中期目標】

—

【中期計画】

該当なし

【年度計画】

該当なし

【平成 24 年度における取組】

該当なし

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

2. 人事に関する計画

【中期目標】

- (1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について5%以上削減すること。

【中期計画】

- (1) 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について5%以上削減する。

【年度計画】

- (1) 中期目標に設定している数値目標を達成するため、業務運営の効率化により計画的に人員の抑制を図る。

【平成24年度における取組】

計画的な人員の抑制により、平成24年度末の常勤職員数は、886人（対平成24年度期首比較：▲3.8%）となった。

【第二期中期目標達成に向けた今後の取組】

平成25年度以降も、中期目標に設定している数値目標を達成するため、業務運営の効率化により計画的に人員の抑制を図る。

【参考】常勤職員数

	平成24年度期首	平成24年度期末
常勤職員数	921人	886人
平成24年度期首比	-	▲3.8%

2. 人事に関する計画

【中期目標】

- (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。
- (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

【中期計画】

- (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。
- (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

【年度計画】

- (2) 人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。
- (3) 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し公表する。
また、その目標水準の達成に向け計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

【平成 24 年度における取組】

1 人件費削減の取組

平成 24 年度においては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与の見直しに準じ、以下の取組を行った。

- ・ 4 月から役員の報酬減額支給措置の実施
- ・ 8 月から職員の本俸月額の下げ（平均改定率：▲0.23%）
- ・ 8 月から職員の給与減額支給措置の実施

また、給与体系の見直しを含めた人事・給与制度改革（※）の実施や計画的な人員管理を行うなど、人件費の削減及び給与の見直しを行った結果、平成 24 年度人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）は 7,423 百万円となり、平成 23 年度（8,047 百万円）に比べ、7.8%の削減となった。

※ 給与表の最高号俸を 81 号俸に短縮したことに伴う該当職員の定期昇給停止

退職手当については、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 96 号）に基づく国家公務員の退職手当の支給水準の見直しに準じ、平成 25 年 3 月末から役員の退職手当の支給水準の見直しを実施した。

2 職員の給与水準（対国家公務員指数）

平成 23 年度の給与水準については、対国家公務員指数の結果や給与水準適正化の取組状況等について検証の上、平成 24 年 7 月 11 日にホームページで「役職員の報酬・給与等について」を公表した。また、公表資料において、給与水準に係る今後の目標水準・目標期限を新たに設定し、平成 28 年度（第二期中期目標期間中）までに年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指すこととした。

平成 24 年度においては、上記 1 の取組に加え、

- ・ 給与水準適正化の観点から、平成 24 年 12 月賞与において給与改定及び給与減額支給措置に係る調整措置の実施（これに伴い、給与減額支給措置の実施期間の終期は、平成 26 年 7 月から同年 3 月に繰上げ）
- ・ 管理職定年制（平成 24 年度末に 55 歳超となる一定の管理職を非管理職とし、給与水準を 7 割程度に引下げ）の実施

等により、国家公務員の給与水準を十分考慮した上で、給与水準適正化の取組を進めた結果、平成 24 年度の対国家公務員指数は年齢・地域・学歴勘案後で 111.5 となり、平成 23 年度に比べ、1.3 ポイント低下した。

【第二期中期目標達成に向けた今後の取組】

平成 25 年度以降も政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、管理職定年制等従来の取組の継続及び給与体系の見直しを含めた人事・給与制度改革（※）の実施等により人件費の見直しを行うとともに、給与水準の適正化に向けた更なる取組を進め、平成 28 年度までに年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指す。

※ 従来の職種（業務職）を廃止し、新職種（ビジネスキャリア職）を創設（給与水準は従来と比較し、概ね 1 割程度引下げ）。

なお、各年度の給与水準については、引き続き、対国家公務員指数の結果や給与水準適正化の取組状況等について検証の上、公表する。

また、職員の退職手当についても、役員と同様に、国家公務員の退職手当の支給水準の見直しに準じ、支給水準の見直しに取り組む。

【参考 1】人件費（退職手当及び社会保険料を除く。）の推移

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度
給与、報酬等支給総額	8,047	7,423
削減率	—	▲ 7.8%

※ 削減率については、平成 23 年度との比較である。

【参考2】 職員の給与水準（対国家公務員指数）の推移

（単位：ポイント）

	平成 23 年度	平成 24 年度
対国家公務員指数 （年齢・地域・学歴勘案後）	112.8	111.5
増減数	—	▲1.3

※ 増減数については、平成 23 年度からの増減である。

2. 人事に関する計画

【中期目標】

(4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材の活用を図るとともに、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図ること。

【中期計画】

(4) 専門性の高い業務において、必要に応じ、外部人材を活用することによる専門性のノウハウの蓄積や、専門研修の実施等により職員の専門性の向上を図る。

【年度計画】

(4) リスク管理、証券、IT等、高度な専門性が求められる分野について、必要に応じ、外部人材を活用することによる専門性のノウハウの蓄積や、専門研修の実施、民間金融機関への研修派遣等により職員の専門性の向上を図る。

【平成 24 年度における取組】

リスク管理、証券、IT分野等を担う職員の専門性向上を図るために、民間金融機関からの出向者を受け入れ、リスク管理等に関する支援、助言等を受けた。また、専門能力向上のための研修等を実施した。

専門能力の向上が期待される職員に対しては、研修のみならず、人材育成を意識した配置・ローテーションを実施した。

【第二期中期目標達成に向けた今後の取組】

平成 25 年度以降もリスク管理、証券、IT分野等を担う職員の専門性向上を図るために、専門能力向上のための研修等を実施する。

【参考】リスク管理・証券分野等の専門人材育成

次に掲げる①から⑦までの研修等に職員を派遣することにより、専門性を有する人材を育成した。

- ① 大学院公開講座への職員派遣（1名）
- ② 大学院への職員派遣（3名）
- ③ 海外派遣研修の実施（2名）
- ④ 民間金融機関への研修派遣（住宅ローン分野（6名）、まちづくり融資分野等（2名））
- ⑤ 民間証券会社への研修派遣（1名）
- ⑥ 民間不動産開発会社への研修派遣（1名）
- ⑦ 金融・証券基礎研修の実施（9名）

3. 機構法第 18 条第 1 項に規定する積立金の使途

【中期目標】

機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てること。

【中期計画】

機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。

【年度計画】

機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 13 条第 1 項第 10 号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。

【平成 24 年度における取組】

住宅資金貸付等勘定における積立金 3,299 億円については、機構法第 18 条第 1 項の規定に基づき平成 24 年 6 月 29 日付けで主務大臣の承認を受け、「前中期目標期間繰越積立金」として第二期中期目標期間における団体信用生命保険等業務の財源に充てることとした。

なお、平成 24 年度においては、団体信用生命保険等業務の財源に充てるため同積立金を 80 億円取り崩し、平成 24 年度末の同積立金は 3,219 億円となった。

【第二期中期目標達成に向けた今後の取組】

「前中期目標期間繰越積立金」については、引き続き、団体信用生命保険等業務の財源に充てる。

4. 宿舎に関する事項

【中期目標】

「国家公務員宿舎の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40%程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定すること。

【中期計画】

「国家公務員宿舎の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40%程度の削減を実現するため、第二期中期目標期間において具体的な計画を策定し、実行する。

【年度計画】

「国家公務員宿舎の削減計画」（平成 23 年 12 月 1 日国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会）を勘案し、借上宿舎を含めた宿舎戸数について、第三期中期目標期間中に 40%程度の削減を実現するため、具体的な削減方策を検討し、策定する。

【平成 24 年度における取組】

第三期中期目標期間中に、宿舎戸数を 40%程度（約 200 戸）削減するための具体的な方策として、宿舎入居について、入居年齢を制限する措置を導入した。

平成 24 年 12 月に宿舎見直し計画を策定し、平成 28 年度末までには、保有宿舎については 15 宿舎（91 戸）を廃止し処分、借上宿舎については 13 戸を廃止することにより、合計 104 戸の宿舎戸数の削減（平成 24 年 4 月 1 日現在の全宿舎 499 戸に対し 21%の削減率）を行い、平成 33 年度末までには更に 100 戸程度の削減を行うこととした。

なお、売却手続中であった 3 宿舎については、平成 25 年 2 月に、宿舎ごとに一般競争入札を実施し、それぞれ売却先を決定した。【再掲】

【参考】宿舎入居の年齢制限

区分	年齢制限の内容
世帯者	50 歳の年齢に達した年度末まで入居可能
独身者	35 歳の年齢に達した年度末まで入居可能

(※) 年齢制限措置は、平成 27 年度末までは適用しない。

【第二期中期目標達成に向けた今後の取組】

第二期中期目標の確実な達成のため、各宿舎の入居状況を確認し、入居年齢制限等により、入居者がおらず空き家状態となった処分予定宿舎は、平成 28 年度末を待たず、その時点で処分手続を開始する。

【参考】保有資産

■保有宿舎（平成25年3月末現在）

No.	宿舎名	所在地	戸数	入居者	敷地面積 (㎡)	延面積 (㎡)	備考
1	北海道支店 真駒内宿舎	札幌市南区	16	7	958.7	1,490.8	
2	北海道支店 麻生宿舎	札幌市北区	8	8	752.0	1,064.6	
3	東北支店 八幡第3宿舎	仙台市青葉区	8	8	830.4	692.9	
4	東北支店 八幡第4宿舎	仙台市青葉区	6	6	792.1	683.7	
5	北関東支店 紅雲宿舎	前橋市	3	3	575.5	254.8	注1
6	北関東支店 南町宿舎	前橋市	6	6	599.1	605.4	注1
7	北関東支店 南町第2宿舎	前橋市	6	6	507.7	672.0	注1
8	東海支店 神田宿舎	名古屋市中種区	3	3	371.9	307.3	注1
9	東海支店 南が丘第一宿舎	名古屋市中種区	2	0	319.6	232.5	注2
10	東海支店 南が丘第二宿舎	名古屋市中種区	4	0	709.1	426.4	注2
11	東海支店 扇町宿舎	名古屋市中東区	21	12	2,039.5	2,177.9	
12	近畿支店 藤井寺宿舎	藤井寺市	6	0	663.0	521.0	注1
13	近畿支店 長居宿舎	大阪市住吉区	18	13	1,101.6	2,047.9	
14	近畿支店 西宮宿舎	西宮市	30	18	784.2	1,275.6	
15	四国支店 宮脇宿舎	高松市	3	3	264.5	325.6	
16	四国支店 西宝宿舎	高松市	2	2	231.4	155.7	注1
17	四国支店 昭和宿舎	高松市	5	4	446.3	664.1	
18	四国支店 木太宿舎	高松市	4	0	600.1	321.1	注2
19	中国支店 五日市宿舎	広島市佐伯区	8	8	640.2	869.8	
20	中国支店 三篠宿舎	広島市西区	3	3	311.6	363.9	注1
21	中国支店 比治山宿舎	広島市南区	6	6	688.9	590.4	
22	九州支店 西新第一宿舎	福岡市早良区	2	2	264.5	145.8	
23	九州支店 西新第二宿舎	福岡市早良区	2	2	198.3	143.8	注1
24	九州支店 高取宿舎	福岡市早良区	4	4	647.9	346.8	
25	九州支店 小笹第一宿舎	福岡市中央区	4	2	462.8	361.9	
26	九州支店 小笹第二宿舎	福岡市中央区	12	10	2,418.5	1,221.4	
27	南九州支店 水前寺第一宿舎	熊本市中央区	6	5	480.4	600.6	注1
28	南九州支店 帯山宿舎	熊本市中央区	3	3	347.0	247.6	注1
29	北陸支店 額新第1宿舎(A、B棟)	金沢市	4	4	459.9	390.1	
30	本店 本町宿舎	東京都渋谷区	9	9	713.1	829.8	
31	本店 若松宿舎	東京都新宿区	34	33	763.1	1,548.2	注1
32	本店 西落合宿舎	東京都新宿区	24	22	1,292.6	2,186.6	
33	本店 松庵宿舎	東京都杉並区	4	3	396.7	348.3	注1
34	本店 赤堤宿舎	東京都世田谷区	9	9	608.4	738.2	
35	本店 代田宿舎	東京都世田谷区	3	3	334.0	307.4	注1
36	本店 梅丘宿舎	東京都世田谷区	4	3	320.0	358.4	注1
37	本店 谷津宿舎	習志野市	15	11	1,559.8	1,461.6	
38	本店 八千代宿舎	八千代市	12	10	1,266.9	1,191.1	
39	本店 朝霞宿舎	朝霞市	6	5	594.5	765.2	注1
40	本店 柏宿舎	柏市	37	28	1,662.0	2,919.7	
41	本店 富ヶ谷宿舎	東京都渋谷区	9	9	805.3	692.5	
42	本店 高円寺南宿舎	東京都杉並区	12	12	957.8	899.9	
43	本店 西が丘宿舎	東京都北区	22	21	1,264.9	1,649.8	
44	本店 板橋宿舎	東京都板橋区	57	53	1,012.9	2,662.3	
45	本店 亀有宿舎	東京都葛飾区	6	6	179.4	399.9	
計			468	385			

(注1) 該当の15宿舎は、平成28年度末までに廃止を予定している宿舎

(注2) 該当の3宿舎は、既に一般競争入札による売却手続により、平成25年4月に売買契約書を締結済みの宿舎

■借上宿舎一覧（平成 25 年 3 月末時点）

No.	所在地	戸数	入居者	廃止戸数 ※
1	戸田市	16	16	2
2	文京区	1	1	
3	練馬区	3	3	
4	中野区	1	1	1
5	板橋区	1	1	
6	仙台市	3	3	3
7	前橋市	1	1	1
8	浜松市	2	2	
9	金沢市	3	3	
10	広島市	4	4	4
11	高松市	1	1	1
12	鹿児島市	2	2	
計		38	38	12

※ 廃止戸数は、平成28年度末までに廃止する予定の戸数
上記の他、平成24年度中に、1戸廃止済み

■保有事務所一覧（平成 25 年 3 月末時点）

No.	事務所名	所在地	敷地面積 (㎡)	延面積 (㎡)
1	北海道支店事務所	札幌市中央区	991.7	1,605.7
2	東北支店事務所	仙台市青葉区	726.6	1,575.0
3	北関東支店事務所	前橋市	1,270.0	1,487.4
4	東海支店事務所	名古屋市千種区	1,399.5	3,452.8
5	近畿支店事務所※	大阪市中央区	443.0	2,514.9
6	四国支店事務所	高松市	791.7	1,348.8
7	中国支店事務所	広島市中区	1,300.0	1,499.6
8	九州支店事務所	福岡市中央区	655.6	1,856.5
9	南九州支店事務所	熊本市中央区	1,311.1	1,561.4
10	本店事務所	東京都文京区	3,858.6	23,542.0

※近畿支店事務所は、ビルの一部を共有持分として保有しており、表中の面積は
全体面積に共有持分割合を乗じたものである。

■借上事務所一覧（平成 25 年 3 月末時点）

No.	事務所名	所在地	専有面積 (㎡)
1	北陸支店	金沢市	726.6
2	審査センター	さいたま市大宮区	861.5
3	お客様コールセンター	さいたま市大宮区	463.4
4	千葉センター	船橋市	62.9
5	埼玉センター	さいたま市大宮区	101.3
6	横浜センター	横浜市西区	141.4
7	浜松センター	浜松市中区	89.2
8	京滋センター	京都市下京区	68.9
9	兵庫センター	神戸市中央区	74.1
10	鹿児島センター	鹿児島市	72.0

■公庫総合運動場

公庫総合運動場について、隣接する国有地の処分を参照し、公共用、公用又は公益事業の用を目的として売却相手先を選定するための公募を行った（公募期間：平成 24 年 12 月 21 日から平成 25 年 3 月 21 日までホームページに掲載）。その結果、学校法人を売却相手先として決定し売却手続を進めた（平成 25 年 4 月 24 日資金決済完了）。